

【想定出題趣旨速報】

2026年度 早稲田大学ロースクール入試

下3法

作成：The Law School Times 編集部

【商法】

本問は株主総会の取消しの訴えに関する本案の主張と訴訟要件に関する設問である。設問1について、問題文を見ると、「訴えを提起した」との記載があることから訴訟要件については充足しているものと考えられ、本案に関する主張のみを回答することが求められているといえよう。

本案の主張としてAの代理人であるHを退場させたこと（主張1とする）、利害関係を有すると考えられるBが参加したこと（主張2とする）が想起できよう。

それぞれの主張についてまずは、831条1項1号と3号に関して取消事由になることを指摘することが必要となる。

主張1については310条1項により議決権の代理行使が認められているという原則を示す必要がある。

本件のように定款で株主以外の者の代理行使を禁止している場合にはそのような内容の定款を定めることが認められるのか、認められるとして例外的に効力が及ばない場合に当たらないかの検討が必要である。最判昭和43年11月1日、最判昭和51年12月24日が参考になるといえよう。

最判昭和51年判決を参考にする場合にはHが弁護士であること、Hに依頼した動機などを適切に評価することが求められていると言える。

主張2については、Bが特別利害関係を有していることを指摘することが求められる。利害関係についてどのような者が「特別の利害関係」を有するか規範を提示した上で、Bが再任される取締役本人であることを適切に評価することが必要である。

主張1については、裁量棄却についても論ずる必要がある。

設問2については取消しの訴えに関する訴訟要件、特に訴えの利益が問題になる。

本件決議と同内容の株主総会が行われていることを指摘し、訴えの利益が失われるのではないかを問題にすることが求められる。

訴えの利益を肯定するために、瑕疵が連鎖するという考え方がある。参考判例として最判昭和45年4月2日、最判令和2年9月3日がある。

本件では、具体的には、次のような操作により瑕疵が連鎖することになる。839条の反対解釈に基づく遡及効により、取締役でない者を含めた取締役会は違法である。そのような違法な取締役会で選任された代表取締役Bもその権限を有しないと言える。そして、権限のない代表取締役であるBが招集した後行決議についても違法性を有することになり、再度同内容の決議が行われたことで瑕疵が治癒するものではない。以上の点から本件では後行決議にも瑕疵が連鎖することになるが、適切に条文等の操作をし、なぜ瑕疵が連鎖するのか適切に表現することで得点が期待できよう。

応用的な論点として先行決議の取消しの訴えと後行決議の取消しの訴えを併合する必要があるのではないかという議論がある。この点については、問題意識として触れただけでも大きな加点が期待できるであろう。令和5年の司法試験に同様の問題があり、参考となるであろう。

また、判例の立場によると特段の事情がある場合には瑕疵連鎖が発生しないことになる。具体的には、全員出席総会であることを特段の事情として瑕疵が連鎖しないことが考えられる。本問について見ると、全員出席総会であることについて問題文に言及がないことから一言、付言することで加点されるだろう。

全体を通して、基本的な論点と応用的な論点が盛り込まれていた。特に、株主以外の議決権の代理行使については多くの受験生が用意していた論点といえ、適切に記述することが求められる。

設問2のいわゆる瑕疵連鎖の論点については、上述の通り、近年、重要判例が出た論点である。併合の必要性など難しい点も含むが、訴えの利益に関する問題意識に関する言及があれば一定の評価は得られるであろう。

重要判例全てに目を通す必要はなく、時間的にも不可能であるが、日頃からアンテナを張っておくことも合格のためには有用であろう。

【民事訴訟法】

・総論

本問は、確認の訴えのうち、敷金返還請求に確認の利益が認められるかについての基本的理解及び基本的理解を踏まえた深い考察を求める問題である。

確認の利益は、ロー入試受験においては典型論点である。とりわけ、敷金返還請求をめぐる議論については、確認の利益の論点の中でもメジャーな論点であることから、多くの受験生が抑えている分野であると思われる。

もともと、本問は、「判例・学説の議論を踏まえて」との記載があることから、単に自説の立場から、確認の利益について検討するのみならず、多角的見地から説得的な答案を作成することが求められた。なお、敷金返還請求権の確認の利益について言及した判例として、最判平成11年1月21日がある。

加えて、設問が1つしかなく、事実関係の記載も多くないことから、各事実関係（時間関係等）について、丁寧な事実認定及び評価をすることが求められた。

他の2科目の検討事項が多く、答案作成に多くの時間が必要となることとの関係で、民訴は40分程度で答案を作成することが想定される。

後掲の通り、反対学説等は受験生の学習が及んでいない部分と思われることから、自説についての丁寧な言及がなされていれば、合格答案といえるであろう。他方、反対学説への言及があれば、上位答案になると思われる。

なお、近年の民事訴訟法の上位ロースクール入試においては、判例への言及や反対学説への言及が求められる場合が多々ある。反対学説については、詳細に理解している必要はないものの、知らなければ何も書けないという状態が生じうる。慶應ロー入試や国公立ロー入試においても、判例への言及や反対学説への言及が求められる可能性が十分にあるため、手持ちの論証集を確認する際に、有名な論点の学説には軽く目を通す等して、対策をされたい。

また、早稲田ローは試験時間がタイトである等ハードな試験である。人によっては、中央ローとの併願をしており、2日間連続で試験の受験生もいると思われる。慶應ロー入試が1週間後であるなど今日以降も受験が続くと思われ、勉強に焦る気持ちも分かるが、体調管理も大切な合格要素の1つである。十分に体を休めた上で、次の試験に挑みたい。これを参照した全ての受験生の合格を切に祈る。

・各論

まず、本問は、前記の通り、「【事実の概要】における本件訴えの確認の利益の有無」についての検討が求められている為、確認の利益の有無の判断基準に言及する必要がある。

ここで、早稲田大学ロースクールの例年の出題趣旨によれば、過去に確認の利益が問題となった事案において、「民事訴訟法の学修に当たっては、「論点」をやみくもにつぶしたり、スローガンのような単語（手続保障、訴訟経済等々）を振り回すのではなく、基本原理や基

本ルールを正確に理解し、それを具体的事案で的確に使いこなせるようにすることが重要」と指摘されており（2021年度早稲田大学ロースクール入試出題趣旨参照）、「毎年、過去問の解説及び採点講評において、民事訴訟法の学修及び試験答案作成に当たって注意すべき点が記載されているので、それを必ず読み、どういう答案が評価され、またはされないかを意識して検討してもらいたい」との指摘もある（2025年度早稲田大学ロースクール入試出題趣旨参照）ことから、単に規範を貼り付けるだけでなく、適切に理由付けを行った上で、確認の利益の一般論について記載することが求められた。

具体的には、①確認の訴えは、論理的にはその対象に限定がないこと、②確認の訴えに対する判決には、執行力が付与されず、紛争解決の実効性がある場合は限られることから、訴えの利益の有無を審査するのは特に重要であること等の理由付けを行った上で、規範の定立を行う必要があった。

その上で、判例準則である①対象選択の適否、②方法選択の適否、③即時確定の利益の有無という基準を定立し、具体的事実関係に即した当てはめを行う必要が求められる。

当てはめに際しては、その前提として、訴訟物について、判例（前掲）のみならず、学説に言及することが求められた。具体的には、敷金返還請求権は、賃貸借契約の終了と賃貸物の返還を停止条件とする条件付権利であるものの、条件付権利は将来の権利でなく、現在の権利ないし法律関係であると解されるところ、上記確認の利益の有無の審査を売ることの重要性に鑑み、条件付き権利に確認の利益を認めるためには、条件成就の蓋然性が認められる必要があるとの見解に触れる等が必要であった。もっとも、この点を抑えている受験生はほとんどいないと思われ、ここで差がつくとは思われない。

その他、事実関係から離れることなく、事実認定を行い、一定程度の評価を行うことが求められた。具体的な事実認定及び評価については、答案例に記載の通りであり、そちらを参照されたい。

【刑事訴訟法】

本問は、自白法則（319条1項）と違法収集排除法則の基本的理解を問うものである。

まず、本件供述証拠については、自白法則の根拠に基づいて「任意にされたものでない疑のある自白」の意義を明らかにする必要がある。この点については、最大判昭和45.11.25(百選69)が参考になるだろう。そして、かかる意義に基づいて、本件供述証拠がこれにあたるかについて具体的事例に即した検討が必要になる。具体的には、本件における警察官Kの述べた内容が甲に対してどのような影響を与えるかという点について検討する必要がある、甲の自白が約束自白になるという点についても最判昭和41.7.1(百選68)を参考にして論じる必要がある。また、違法収集証拠排除法則については、最判昭和53.9.7(百選88)を参考にして趣旨に基づいた判断基準を明らかにする必要がある。そして、かかる判断基準に基づいて本件供述証拠が有する違法性等の具体的事情を検討する必要がある。

次に、本件拳銃の証拠能力については、自白法則検討する必要がある。具体的には、自白証拠の収集過程の違法性の程度や毒樹の果実論等に言及する必要があるだろう。この点については最決平成8.10.29(百選A43)や、大阪高判昭和52.6.28(百選73)が参考になる。派生的証拠として検討するか違法収集証拠排除法則として検討するのかが問題となるところ、自白をもとに捜査して発見された証拠物は、供述とは異なり、虚偽であるおそれは存しないから、自白法則に基づいて証拠能力を否定することはできないため、後者の問題として検討する必要があるだろう。違法収集排除法則については、前述の判断基準のもと、具体的事例に即してだろう。